

2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（行政法）出題の趣旨

〔第1問〕

【設問1】警察法2条1項については組織法という性質に鑑み、また、警職法2条1項については同項が定める要件に鑑み、本件検問の法的根拠とすることができない旨の主張をすることが考えられる。

【設問2】最決昭和55年9月22日（刑集34巻5号272頁）の立場を踏まえて論じることが求められる。

〔第2問〕

（ア）行政上の直接強制、（イ）行政上の代執行及び（ウ）即時強制の概念について説明した上で、本件保護が即時強制に該当することを、その理由とともに述べることが求められる。